

# 経営層・法務担当者のための 簡単なのに気がつかなかった 弁護士の頼み方と活用方法

中小企業・個人事業主の経営課題の解決をお手伝いする東京都よろず支援拠点には、第一線で活躍する2名の弁護士が在籍しており、中小企業の経営に関わる様々なご相談を無料で受け付けています。一度ご相談いただくことにより、解決に至るまでに何年にも亘るトラブルを未然に防止できるケースもあります。法的リスクを正しく認識した上での適切な対応は、経営の安定につながります。

本セミナーでは、中小企業の皆様に弁護士を身近な存在として活用していただくため、弁護士に相談した場合にどのようなメリットがあるのか、そもそも契約書を作成することにはどんな意味があるのか、といった基本的な事項を中心に具体的な事例を交えてご説明します。



企業活動に関する各種法律相談、契約書のチェック、紛争処理等、中小企業の法的支援を得意とする。

弁護士

馬場 宏平

東京都よろず支援拠点  
コーディネーター

## セミナーダイジェスト

- \* 中小企業が弁護士を活用するメリット  
～弁護士は何をしてくれるのか～
- \* 弁護士に相談できる内容、相談するタイミング
- \* 相談にあたって準備しておいた方がよい事項、留意点
- \* トラブルを未然に防止するために、日頃から留意すべき点
- \* 契約書作成の必要性、雛型をそのまま利用することの問題
- \* 東京都よろず支援拠点で相談できる内容

## こんな方にオススメ

- \* 気軽に相談出来る弁護士が周囲にいない方
- \* どんなシーンで弁護士を活用すべきかわからない方
- \* 企業法務の重要性はわかっているものの十分な対策がとれていない方

## 会場

TKP新橋カンファレンスセンター4階ホール4B  
港区西新橋1-15-1 大手町建物田村町ビル

※TKP新橋ビジネスセンター、TKP新橋内幸町ビジネスセンターではありませんのでご注意ください。

12/8 受付開始: 14:30~  
15:00▶16:30  
FRI

参加費  
無料

### 申込方法

本チラシ下部申込欄にご記入の上、EメールかFAXでお申込みください。受講券は発行いたしませんので、セミナー当日に本状をご持参ください。

### お問合せ先

【東京都よろず支援拠点】  
☎03-6205-4728



- JR新橋駅 日比谷口 徒歩4分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 8番出口 徒歩3分
- 都営浅草線 新橋駅 A3出口 徒歩8分
- 都営三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 1番出口 徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線/千代田線/日比谷線 霞ヶ関駅 C3出口 徒歩7分

東京都よろず支援拠点

切り取らず送信してください

■東京都よろず支援拠点事務局宛

E-mail : yorozu@tasb.jp

FAX : 03-6205-4739

貴社名	フリガナ	業種・取扱品	
所在地	〒 (      )		
TEL		FAX	
参加者	部署 役職等	紹介元機関 (〇〇銀行、 △△信用金庫、 メール等)	※本セミナーをお知りになったきっかけ をご記入願います。

※ご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿の作成、東京都よろず支援拠点からの各種情報提供、実態調査・分析のために使用することがあります。